

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成29年12月13日

支出負担行為担当官

気象庁総務部長 後藤 浩平

1 当該招請の主旨

本業務については、既に運用している気象レーダー観測処理システムの設定変更を実施するものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本システムの構造、動作及び業務ソフトウェア並びに基本ソフトウェアの詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2 業務概要

- (1) 業務名 気象レーダー観測処理システム設定変更
- (2) 業務内容 気象レーダー観測処理システム設定変更
- (3) 納入期限 平成30年2月28日(水)

3 業務目的

本業務は、気象レーダー観測処理システムで作成したプロダクトを新たに整備するシステムへ配信するために必要なシステムの設定変更を行うことを目的とする。

4 応募要件

(1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

気象庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等から排除要請があり、当該条件が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

気象レーダー観測処理システムは、全国20か所の気象レーダーの信号処理・制御監視処理、レーダーデータの収集・合成およびプロダクトの伝送処理を行うシステムであり、当庁

における予・警報業務を担う重要なシステムであることを十分に理解し、レーダー気象観測業務に支障を与えずに本業務を実施する技術を有すること。

(3) 設備・システムに関する要件

気象レーダー観測処理システムの性能・機能仕様を十分に理解し、本業務を実施するための資料に示す個々の要件を満足するような保守を実施する技術を有すること。

(4) 守秘性に関する要件

当庁から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

当庁の許可を受けた場合を除き、本業務による成果物を他に流用してはならない。

(5) 業務執行体制に関する要件

履行期限までに本業務を完了する体制を有すると共に、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、保守体制を持つこと。

(6) 業務実績に関する要件

気象レーダー観測処理システムの設定変更にあたり、本システム及び本システムの接続先のシステムに悪影響を与えないため、本システムを構成する機器の動作、構造、取り扱い方法について精通し、同種のシステムの製造実績及び保守についての十分な実績を有すること。

(7) その他必要と認める要件

本業務に必要な業務ソフトウェア及び基本ソフトウェアを使用する権利を有している、若しくは許可を受けられること。

5 手続等

(1) 担当部局

〒100-8122

東京都千代田区大手町1-3-4

気象庁総務部総務課調達管理室第二契約係 秤谷 芳典

電話 03-3212-8341 (内線 2578) FAX 03-3211-7626

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年12月13日から平成30年1月4まで (1)に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成30年1月5日(金)17時まで (1)に同じ。持参、郵送(書留郵便に限る。)又は電送(事前に(1)へ連絡を入れること)すること。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

- (4) 平成 2 8 ・ 2 9 ・ 3 0 年度国土交通省競争参加資格 (全省庁統一資格) 「 役務の提供等 」
において関東・甲信越地域の競争参加資格を有していない場合も 5 (3) により参加意思
確認書を提出することができるが、本件が一般競争入札方式による公告を行うこととなっ
た場合で該当入札の競争参加資格確認を行う場合には当該資格を有していなければならない。
い。
- (5) 詳細は説明書による。